

**内閣府政策統括官（共生・共助担当）
政策調査員等（非常勤一般職国家公務員）募集要領**

1 採用内容

職　　名：政策調査員又は上席政策調査員（非常勤）

採用予定者数：1名

採用予定日：令和8年4月1日

2 業務内容

内閣府青年国際交流事業の実施に関する以下の業務

(1)日本青年の募集及び選考に係る業務(面接の実施等)

(2)研修及び交流プログラムの実施に係る業務(プログラムの検討、青年の引率等)

※実施に当たり、休日出勤や出張(1～2週間程度)を要することがある。

ただし、規定に基づき、代休制度又は振替休日制度を利用できる。

(3)事業報告書等の作成業務(原稿執筆等)

(4)(1)～(3)に関する資料(英語のものを含む。)の収集、外国政府とのやり取り(英語でのやり取りを含む。)及び委託業者との調整等

3 応募要件

以下の要件に該当する方。性別・年齢不問。

(1)大学卒業又はこれと同等程度の学力を有すると認められる者

(2)国際関係業務に5年以上従事した経験を有することを原則とする(10年以上従事した経験があることが望ましい)

(3)青年国際交流事業に関心があり、青年国際交流事業に携わった経験があることが望ましい

(4)英語による文書作成の経験があること(公的機関向け文書作成の経験があることが望ましい)

(5)外国青年や大使館等とのコミュニケーションを円滑に行える英語力を有する者(TOEIC 800点以上又は同等レベルの英語能力を有する者が望ましい)

4 応募資格

なお、以下に該当する者は応募できません。

(1)日本国籍を有しない者

(2)国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員となることができない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3)平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

5 応募方法

(1)提出書類

①履歴書

・市販の用紙で可。電子的に作成した履歴書の印刷物も可。

・写真(6か月以内に撮影したもの。)を必ず添付すること。

- ② 志望理由 (A4 横書き、1,000 字以内。御自身の知識・経験、専門分野等についても記載してください。)
- ③ 職務経歴書
 - ・これまで従事した業務の内容を具体的に記述したもの。
 - ・様式自由。A4判横書き。
 - ・日中連絡可能な連絡先（電話番号、メールアドレス）をご記入ください。
 - ・3の応募要件に掲げた事項については、詳細が分かるよう記述すること。
- ④ 3の応募要件を満たすことを証明できるものの写し1部（卒業証書、TOEIC認定証の写し等）

(2) 書類送付先

郵送（※持ち込み不可）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

内閣府政策統括官（共生・共助担当）庶務担当 電話（03）6257-1428

※ 封筒の表面に、赤色で「**政策調査員（青年国際交流担当）応募書類在中**」と記載のこと。

(3) 提出締切

令和8年2月3日（火）（必着）

6 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※ 選考は、応募書類が届き次第、随時行います。

※ 書類選考（1次選考）の結果、面接を行うことになった方にのみ、面接（2次選考）の日時・場所等をご連絡させていただきます。

※ 応募書類は、返却いたしません。

7 勤務条件

勤務地：東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

勤務時間：1日5時間45分（10:00～12:00及び13:30～17:15）

土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）は休み。

任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日

給与等：上席政策調査員：日額 13,100円

政策調査員：日額 10,900円

* 上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴い変更する可能性あり

* 昇給・賞与なし

* 通勤手当支給（給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあっては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可）

* 健康保険、厚生年金、雇用保険等の加入

* 年次休暇（有給）は採用日に1年間分として10日付与

* 夏季特別休暇（連続する3日間（7月から9月の間に取得可能））

8 その他

採用後は、『マイナンバーカード』を職員身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。

9 問合せ先

(勤務条件に関すること)

内閣府政策統括官（共生・共助担当）庶務担当

電話（03）6257-1428

(業務内容に関すること)

内閣府政策統括官（共生・共助担当）青年国際交流担当

電話（03）6257-1434